

がいこくせきせいと ほごしゃ がいこくせきほごしゃさま
外国籍生徒の保護者および外国籍保護者様

ねん がつ にち
2012年 5月 日

〇〇けんりつ〇〇こうこう
〇〇県立〇〇高校

こうちょう
校長 〇〇 〇〇

がいこくじんとうろく じゅうよう し
外国人登録についての重要なお知らせ

ひごろ どうこう きょういく りかい しえん かんしゃ
日頃から、当校の教育にご理解とご支援をいただいていることに感謝いたします。

こんかい がいこくせき かた かてい がいこくじんとうろく こうてきじんになししょうせいど おお
さて今回は、外国籍の方がおられるご家庭に、外国人登録と公的個人認証制度が大
か てん じょうほう ていきょう しちょうそん がつごろ おく つうち ちゅうい
きく変わる点についての情報を提供し、市町村から5月頃に送られてくる通知に注意
はら
を払っていただくために、この文書を送らせていただくことになりました。

がいこくじん ざいりゅうかんりせいど ほんねん がつ にちづけ おお へんこう しょうさい しちょうそん
外国人の在留管理制度が、本年7月9日付で、大きく変更されます。詳細は、市町村
おく ぶんしょ み おも へんこうてん し かいていご
から送られてくる文書を見ていただくこととなりますが、主な変更点を、お知らせし、改定後
ほうてきちい もんだい しょう さいしん ちゅうい はら ねが
の法的地位に問題が生じないよう、細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

おも へんこうてん
主な変更点

がいこくせきしゃ とくべつえいじゅうしゃ ちゅうちようきざいりゅうしゃ ひせいきたいざいしゃ わ
・外国籍者は特別永住者、中長期在留者、非正規滞在者に分けられます。

とくべつえいじゅうしゃ ざいにち にゅうかんとくれいほう たいしょうしゃ
特別永住者……在日コリアンなどの入管特例法の対象者

ちゅうちようきざいりゅうしゃ いがい ざいりゅうしかく えいじゅう ていじゅう けんきゅう りゅうがく
中長期在留者……それ以外の在留資格(永住・定住・研究・留学など)

ひせいきたいざいしゃ ざいりゅうしかく もの
非正規滞在者……在留資格がない者

がいこくじんとうろくほう ざいりゅうしかく くに いちげんかんり
・外国人登録法がなくなり、在留資格は国の一元管理となります。

がいこくじんとうろくしょう あたら はつきゅう
・外国人登録証はなくなり、新しいカードが発給されます。

とくべつえいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
特別永住者…特別永住者証明書

ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう
中長期在留者…在留カード

がいこくじんとうろくしょう じかい き か ゆうこう しん あつか
これまでの外国人登録証は、次回の切り替えまでは有効です(新カード扱い)。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ がいこくじんとうろく き か にゅうこくかんりじむしょ おおさかにゆうかんならしゅつちようじよ
・中長期在留者の外国人登録や切り替えは入国管理事務所(大阪入管奈良出張所)

おおさかにゆうかん おこな とくべつえいじゅうしゃ しちょうそんやくば
または大阪入管)で行われます。特別永住者はこれまでどおり市町村役場です。

さい とうろくき か ほうほう おお か ざいこうせい ここじん れんらく
・16歳での登録切り替えの方法も大きく変わります。(在校生へは、個々人に連絡します)。

がいこくじんとうろくげんびょう がいこくじん にほんじん どうよう じゅうみんきほんだいちょう はい
・外国人登録原票がなくなり、外国人は日本人と同様に、住民基本台帳に入ります。

かりがいこくじんじゅうみんひょう さくせい ないようかくにん つうちしょ がつげじゅん がいこくじんかてい
仮外国人住民票が作成され、内容確認のための通知書が5月下旬に外国人家庭に

おく じゅうしょ なまえ まちが へんこう じじょう しちょうそん まどぐち
送られます。住所・名前などに間違いや変更できない事情があれば、市町村の窓口で

ほんにん へんこう とどけで じゅうしょへんこう つうち とど
本人が変更・届出をしなければなりません。住所変更がされていないために通知が届

ばあい とどけで ひつよう てんしゅつ てんにゅう てんきよとどけ ぎむづ
かない場合も、届出が必要。転出・転入・転居届も義務付けられます。

がいこくじんじゅうみんひょう がいこくじん せたい とうろく がいこくせきしゃ せたいぬし
・外国人住民票では、外国人も世帯として登録され、外国籍者も世帯主になれます。

こくさいけっこんかてい にほんせきしゃ せたいぬし ばあい せたい がいこくせきしゃ はい
国際結婚家庭でこれまで、日本籍者が世帯主であった場合は、その世帯に外国籍者も入

がつ にちいこう がいこくせきしゃ せたいぬし へんこう しんせい ひつよう
り、7月9日以降に外国籍者を世帯主に変更することもできます(申請が必要)。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ がいこくじんじゅうみんひょう つうしょうめい きさい
・中長期在留者の外国人住民票に通称名は、記載されません。

がつ にちいこう ねんいない しゅつこく さい しん ていじ
・7月9日以降は、1年以内の出国に際しては、新カードを提示することにより、

さいにゅうこくきよかじんせい ふひつよう さいにゅうこくきよか
再入国許可申請が不必要になります(みなし再入国許可)。

てつづ おく ふび ばあい ばつそく
・手続きに遅れや不備がある場合は、罰則があります。

しょうさい にゅうかん しちょうそんやくば と あ ほんこうじんけんきょういくぶ ねが
詳細は、入管もしくは市町村役場へ問い合わせただくか、本校人権教育部まで願

いします。